

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟

原告団総会



開催決定!

～原告団総会開催にあたって(呼びかけ)～

「生業訴訟」はいよいよ3月に結審を迎えます

2013年3月、当初800人で提訴し、7月に第1回口頭弁論をおこなった「生業訴訟」も、3年余りを経て、いよいよ3月で結審する見込みとなりました。現在の原告数は約4,000人、全国の前発被害者訴訟で最大の原告数を誇り、訴訟の進行でも先頭グループを走るなど、全国の前発訴訟をリードする存在であることは疑いようもありません。

現在の原告団の実情は…

しかし、私たち原告団は、本当に全国をリードする存在になったと言えるでしょうか?

現在の原告団活動は、献身的に協力して下さる役員・世話人の方々に支えられています。大多数の原告の方は、裁判が行われていることは理解しながらも、日々の忙しさに追われて裁判やイベントに参加できないことが多く、その結果次第に関心も薄れがちになる、そんな状況にあるのではないのでしょうか。加えて原告の中には、裁判には申し込んだもののその後何の音沙汰もなく、「一体どうなっているのやら?」と怪訝な気持ちを抱いている方さえいらっしゃいます。残念ながら、これが現在の「生業訴訟」原告団の実情です。

法廷内での戦い、そして判決へ

「生業訴訟」弁護団は、裁判開始当初から素晴らしい弁論を展開してきました。理詰めで責任論を展開し、専門家証人から決定的な裏づけをいくつも導き出しました。浜通り・中通りの現地検証も全国に先駆けて実現させ、裁判所と被告に被害の実態を突きつけてきました。法廷内では、間違いなく私たち原告が有利に裁判を進めています。

しかし、判決を出すのは裁判官です。彼らは同時に国家公務員でもあります。いわば雇い主である国を断罪する判決を書くことは、公務員にとって決してたやすいことではありません。これを後押しするのが原告の声、そして国民世論です。「この裁判の判決を日本中が注目している」そう思うからこそ、彼らは正義を貫けます。「あなたたちを見殺しにしない、私たちがついている」という後押しがあるからこそ、彼らは『清水の舞台から飛び降りる』覚悟で、判決を書くことができるのです。

今、原告一人一人に求められるもの

今この訴訟に求められているもの、それは他でもない「原告の躍動」です。結審、そして判決に向けて、今こそ全原告が覚醒し、強大な敵を追い込むための躍動を開始するときです。

今回の原告団総会では、弁護団とともに裁判最終盤への意識を共有し、原告一人一人がより一層活躍できる組織作りを行います。今まで裁判に関わってこれなかった方も、ずっと関わり続けてきた方も、ここからまた一緒に立ち上がりましょう。多数の原告の皆さんのご参加を、心よりお待ちしております。

裏面に原告団総会の詳細がございますので、ご確認ください

「生業訴訟」原告団総会のご案内

- ◆期 日 2016年11月6日(日)
- ◆時 間 13時30分～16時頃(開場13時)
- ◆会 場 二本松市岳下住民センター
(福島県二本松市三保内72-1 TEL:0243-22-0306)



※お問合せは、原告団事務局まで(024-572-6480 jimukyoku@nariwaisoshou.jp)



駐車台数に限りがございますので、自家用車の場合は、なるべく乗り合わせてお越しください。

原告団総会 次第

1. 団 長 挨拶 (原告団長)
2. 来 賓 紹介 (進行)
3. 基 調 報 告 (弁護団幹事長)
4. 方 針 提 起 (原告団)
5. 議 事 (事務局)
 - ① 議長選出
 - ② 活動報告
 - ③ 会計報告
 - ④ 規約改定
 - ⑤ 役員改選
 - ⑥ その他
 - ⑦ 質疑
 - ⑧ 議長解任
6. 団 結 ガ ン バ ロ ー (原告団副団長)

2014年の原告団総会のもよう



弁護団からの基調報告



中島団長あいさつ



団結ガンバロー三唱